

千葉市在宅医療・介護連携支援センター

つなが～る通信 VOL.6

みなさん、こんにちは。



今年の夏はどのような夏でしたか。3年ぶりに行動制限がない夏休みでしたが、遊びに行くことができましたか。職場に迷惑かけるから・・・と自粛の夏休みの人もいたのではないのでしょうか。新しいワクチンの情報も出てきていますが、そろそろインフルエンザワクチンの時期でもありますね。今年のオーストラリアでは、2020年・2021年と比べてインフルエンザが流行しているようです。5月位から流行りだし6月に急増し、7月から減少傾向になっています。今まで、「インフルエンザと新型コロナは共存しない」という説がありましたが、オーストラリアでは同時期に流行しています。日本も新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスの両方が流行してしまう可能性もあるので、充分注意して行きたいと思います。



千葉市在宅医療・介護連携支援センター（以下、「センター」といいます。）に寄せられる相談で多いのは、「医療・介護資源に関するもの」です。〇〇の人が入所できる施設は？また入院先を探しているけど、この地域で長期に入院できる病院はありますか？また訪問診療と訪問看護ステーションセットで教えてください。など多岐にわたります。話を聞きながら、病院より施設が向いているのかな、また料金の問題もありますよね。と相談を受けています。みなさんも何かあれば、遠慮なく相談してください。

このような相談を受けて、センターでは10月1日より「千葉市医療・介護資源情報管理システム」をスタートしました。ここで少し紹介させていただきます。



千葉市医療・介護資源情報管理システムについて

センターでは、市内の医療機関や介護サービス事業所を一元化して検索できるホームページを開発して



おり、掲載情報の調査につきまして、皆様のご協力をいただきましたことに、改めて御礼申し上げます。

現在は、調査の完了した介護サービス事業所情報を先行して、ホームページをオープンいたしました。

医療機関に関しては、早ければ11月中の掲載を目標に作業を進めておりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

この新たなホームページの特徴ですが、ひとつは、どなたでも利用が可能で、機関・事業所名やマップ、ランドマーク、医師会等の職能団体など多様な条件での検索による情報アクセスの向上があります。

もうひとつは、医療・介護専門職の方のみが利用できる、情報提供・連絡など、医療・介護連携のための専用ページです。

専用のIDでログインしていただき、行政からの通知のご確認や、掲示板機能で専門職同士のディスカッションなど、医療・介護連携に活用いただければ幸甚です。

課題となる情報の鮮度と確度の維持・向上については、定期的に情報更新の調査を、皆様にお願ひさせていただきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。



（画像はイメージです）

～在宅医療・介護連携支援センターから～

相談内容の報告です

医療・介護の資源に関する相談の話を聞いていると、実は相談内容の奥に別の問題が隠れています。クレームやハラスメントの問題が多いと思います。利用者の希望で、次から次へと訪問診療や訪問看護を変更し、ケアマネジャーが、次に受けてくれる事業所を教えてください等の相談があります。このような利用者の方は、次の事業所を紹介しても解決しないと思われるので、関わっている多職種で対応していかなければならないと思います。相談を聞きながら何が問題か、どこから取り組めばよいかの話し合いの場を設け、課題を整理しています。

ある訪問看護ステーションからの相談として、2年前にクレームを受けて契約が終了になった利用者から、また以前と同じ内容のクレームを言われている。どのように対応したらいいかという内容でした。2年前は、クレームが酷くて、「訴訟になっても構わない」とまで、思っていたそうです。この事例は職員の対応方法で解決するとは思えず、まずは法人として、文書で業務妨害になっているということを出してはどうか。法人に相談できる弁護士がいるのならば、相談して進めていくのがいいのではないかと助言しました。



研修内容の報告です

令和4年8月9日(火)に「多制度・多機関協働研修会」として、障害福祉と介護保険の相互理解の研修を開催しました。障害サービスを利用していた人が65歳になり、介護保険を申請をすると、介護保険が優先になります。また障害サービスの併用もできる場合があります。どうして障害の人は長時間ヘルパーを利用できるの?など、普段疑問に思っている事があると思います。まずはお互いの制度を知ろうという目的で、研修を開催しました。

障害者制度の歴史から知ること、今後のサービスが円滑に進められればよいと考えています。他分野の制度は分からない事が沢山あります。今後も研修会を企画し、理解できるようにして行きたいと思っています。



～若年がん患者に対する在宅支援療養生活支援事業等について～

千葉市が行う、40歳未満の回復見込みのない、がん患者さんの在宅生活を支援する制度をご存知ですか?自分らしく安心して住み慣れた自宅で療養していただくために、福祉用具の貸与や購入費用の他、訪問介護・入浴介護等の利用されたサービスに係る費用の9割相当額を助成します(1か月あたりの上限54,000円)。昨年9月の事業開始より、18名の方に制度の利用申請をしていただきました。

事業の活用にあたり、最初の関門が支援していただける事業所探しです。利用期間に限られる方々の利用ですので、支援者や患者の方から、利用の申し出がありました時は、迅速にご協力を賜りたく存じます。また、こういった皆様の支援に前向きな事業者様につきましては、下記までご連絡ください。

がん患者の方を支えるネットワークは未だ強固なものではありません。構築に向け、関係機関の皆様の幅広のご支援とご協力をお願いします。

また、市では、がん患者様の医療用ウィッグ購入費用の助成も行っています。両制度の詳細は、市HPに掲載しておりますので、[千葉市 がん支援]で検索していただければと思います。



問い合わせ先 千葉市健康推進課
TEL 043-245-5223

発行者

千葉市在宅医療・介護連携支援センター

千葉市美浜区幸町1-3-9

TEL: 043-305-5026

FAX: 043-305-5079



Email: renkeicenter.HWH@city.chiba.lg.jp